

令和 8 年 7 月吉日

ご加入事業所各位

弘前商工会議所

特定退職金共済制度 規約利率の改定について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当商工会議所の共済制度につきまして格別のご理解とご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

会議所共済制度のひとつである特定退職金共済制度は、加入事業所における従業員の勤労意欲を高め、人材の確保と事業の安定成長を図ることを目的とした制度で、昭和 47 年 9 月 1 日の発足以降、多くの加入事業所様における福利厚生制度の充実に貢献してまいりました。

このたび、当所の特定退職金共済制度につきまして、昨今の金融市場における金利上昇に伴い積立資産の運用利回りが改善していることを踏まえ、令和 8 年 9 月 1 日より給付額に係る規約利率を下記の通り改定することといたしました。今回の見直しは、運用環境の改善による成果を加入者の皆様へ適切に還元するため、給付に適用する規約利率を引き上げるもので、加入者の皆様にとって給付水準の充実につながる改定となります。

ご加入事業所様におかれましては、本改定の趣旨をご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

◆ 運用開始日 令和 8 年 9 月 1 日

◆ 規約利率 現行 0.45% → 改定後 0.65%

◆ 変更後の給付額表 別紙記載

※変更後の規約利率は運用開始日以降の期間に対して適用されるものであり、運用開始日以前の期間に係る給付額の算定基準に変更はございません。

以上

【委託保険会社】

アクサ生命保険(株)

【お問い合わせ先】 ※詳細につきましては下記にお問い合わせ願います。

弘前商工会議所 総務財政課 共済担当 Tel 0172-33-4111

アクサ生命保険(株)弘前営業所 Tel 0172-33-5744

退職給付金

<退職給付金額表>

	30	20	15	10	5
1年	335,700	223,800	167,850	111,900	55,950
2年	674,100	449,400	337,050	224,700	112,350
3年	1,014,300	676,200	507,150	338,100	169,050
4年	1,356,900	904,600	678,450	452,300	226,150
5年	1,701,600	1,134,400	850,800	567,200	283,600
6年	2,048,700	1,365,800	1,024,350	682,900	341,450
7年	2,398,200	1,598,800	1,199,100	799,400	399,700
8年	2,749,500	1,833,000	1,374,750	916,500	458,250
9年	3,103,500	2,069,000	1,551,750	1,034,500	517,250
10年	3,459,600	2,306,400	1,729,800	1,153,200	576,600
15年	5,275,500	3,517,000	2,637,750	1,758,500	879,250
20年	7,151,100	4,767,400	3,575,550	2,383,700	1,191,850
25年	9,088,200	6,058,800	4,544,100	3,029,400	1,514,700
30年	11,089,500	7,393,000	5,544,750	3,696,500	1,848,250

【注】

1. 年の途中で退職または死亡された時は月単位で計算した給付金額を支払います。
2. 給付金額は特定退職金共済規程に基づくものですが、経済変動により将来改定することがあります。(退職年金等も同様です。)
3. 22年11ヶ月未満の脱退者については元本割れいたします。

遺族給付金

加入従業員(被共済者)が死亡された時は退職給付金に加入口数1口当たり10,000円を加えた遺族給付金を遺族に対して支払います。

退職年金

加入10年以上の退職者が希望された時は退職給付金に代えて退職年金を支払います。

<退職年金額表>

	年金月額				
	30	20	15	10	5
10年	29,550	19,700	14,775	9,850	4,925
15年	45,060	30,040	22,530	15,020	7,510
20年	61,080	40,720	30,540	20,360	10,180
25年	77,640	51,760	38,820	25,880	12,940
30年	94,740	63,160	47,370	31,580	15,790

【注】

1. 年金は本人の生死に関わらず10年間支払います。
2. 年金は3か月分取りまとめて年4回支払います。
3. 年金月額が10,000円に満たない時は一時金(退職給付金)での支払いとなります。